

# 重要事項説明書

## －訪問看護（医療保険）－

当事業所は利用者に対して、訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1. 事業者

事業者名	学校法人藤田学園
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地98
連絡先（代表）	T E L 0562-93-2800
代表者	理事長 星長 清隆
成立年月日	1964（昭和39）年 9 月24日
URL	<a href="https://www.fujita-hu.ac.jp/">https://www.fujita-hu.ac.jp/</a>

### 2. 事業所

事業所名	藤田医科大学訪問看護ななくり
所在地	事業所 三重県津市東丸之内 4 -21 サテライト 三重県津市大鳥町424番地 1
連絡先	T E L 059-253-5152 （休業日・時間外は転送電話で対応） F A X 059-253-5158
営業日	月曜日～土曜日 ※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業
営業時間	月曜日～金曜日 午前 8 時45分～午後 5 時 土曜日 午前 8 時45分～午後 0 時30分
指定事業所番号	医療保険 令和 2 年 4 月 1 日 介護保険 令和 2 年 4 月 1 日 三重県指定 第2460590355号 介護予防 令和 2 年 4 月 1 日 三重県指定 第2460590355号

### 3. 事業所の責任者

管理者	内田 潤子
連絡先	T E L 059-253-5152

### 4. 事業実施地域

事業所の通常の事業の実施地域	○津市全域 ○松阪市一部（旧嬉野町）
----------------	-----------------------

## 5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	当事業所は、藤田医科大学訪問看護ななくりとして、主治医の指示書に基づき、利用者や家族の方のご希望をお聴きしながらアセスメントを行い、訪問看護計画を立て看護師や理学療法士、作業療法士（以下「訪問看護師等」とします）が継続的にお伺いして在宅療養の援助を行います。
運営方針	<p>当事業所は、訪問看護の提供に際しては、次のような方針で運営しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問看護師等の職業倫理に基づき、利用者や家族の皆様に対し、公正に職務を遂行します。</li> <li>2. 主治医及びその他の関係機関と密接な連携をとります。</li> <li>3. 心身の状況や療養環境に応じ居住区域で一番適した支援者と共同し、安心して療養生活を送っていただけるよう継続看護を提供します。</li> <li>4. 療養上必要な事項について、利用者や家族の皆様に対し、わかりやすい説明を心がけます。</li> <li>5. 羞恥心への配慮などプライバシー保護に努めます。</li> <li>6. サービスの利用が安定した段階で、住み慣れた地域の事業所を紹介いたします。</li> </ol>

## 6. 職員体制

職種	職務内容	人員数	資格
管理者	事業所の総括及び企画調整	1名（常勤）	看護師
訪問看護師	訪問看護の実施	3名以上（常勤・兼務）	看護師
理学療法士又は作業療法士	訪問看護（リハビリテーション）の実施	1名以上（常勤）	理学療法士
		1名以上（常勤）	作業療法士
事務員	請求業務	1名（常勤）	
サテライト			
訪問看護師	訪問看護の実施	1名以上（常勤）	看護師
		1名以上（非常勤）	

## 7. 訪問看護サービスの内容と利用料金

### (1) 訪問看護サービスの内容

- 1 症状・障害の観察、健康管理
- 2 食事ケア、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- 3 褥瘡・創傷のケア
- 4 療養生活、看護、介護方法のアドバイス
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 ターミナルケア
- 8 カテーテルなど医療機器の管理
- 9 医師の指示による医療処置

- 10 家族などの介護者の支援
- 11 保健・福祉サービスなどの活用支援

曜日	サービス提供時間	サービス内容	保険の適用
月	: ~30分以上90分未満	訪問看護計画に基づいて実施します。	医療保険
火	: ~30分以上90分未満		
水	: ~30分以上90分未満		
木	: ~30分以上90分未満		
金	: ~30分以上90分未満		
土	: ~30分以上90分未満		

※医療保険適応の場合は、週3回訪問看護（リハビリテーション）までを原則とします。ただし、次の場合はこの限りでありませんので、ご相談ください。

- (1) 厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合
- (2) 特別看護指示書期間中の利用者に該当する場合
- (3) 特別管理加算の算定者に該当する場合

※利用者の健康上に問題がある場合、感染症等が明らかになった場合は、サービスの変更、中止をする場合がありますので、速やかに事業所に連絡してください。

※訪問看護サービスの予約を取り消すときは、前営業日の営業時間内に連絡してください。

※悪天候時、災害・事故が発生した場合は、サービスの時間変更、中止を依頼する場合があります。

## (2) 利用料金 (2024年6月1日現在)

訪問看護ステーション利用料金一覧(医療保険・在宅)

### ①医療保険適応の訪問看護の場合

#### ア. 訪問看護基本療養費 I

週3日目まで 1日につき

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	555円	1110円	1665円	5550円

〈算定要件等〉

今週（日曜日起算）1日目から3日目まで

#### イ. 訪問看護基本療養費 I

イー1. 週4日目以降 1日につき（保健師・助産師・看護師）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	655円	1310円	1965円	6550円

〈算定要件等〉

今週（日曜日起算）4日目以降

イー2. 週4日目以降 1日につき（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	555円	1110円	1665円	5550円

〈算定要件等〉

今週（日曜日起算）4日目以降

ウ. 訪問看護管理療養費

ウー1. 月の初回の訪問日（イ. 機能強化型訪問看護管理療養費1）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	1323円	2646円	3969円	13230円

ウー2. 月の初回の訪問日（ロ. 機能強化型訪問看護管理療養費2）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	1003円	2006円	3009円	10030円

ウー3. 月の初回の訪問日（ハ. 機能強化型訪問看護管理療養費3）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	870円	1740円	2610円	8700円

ウー4. 月の初回の訪問日（ニ. 従来型）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	767円	1534円	2301円	7670円

※「厚生労働省告知第64号の6 訪問看護管理療養費の基準」によりウー1からウー3までのいずれかの訪問看護管理療養費が適用されます。

エ. 訪問看護管理療養費

エー1. 訪問看護管理療養費1（2日目以降 訪問1日につき）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	300円	600円	900円	3000円

エー2. 訪問看護管理療養費2（2日目以降 訪問1日につき）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	250円	500円	750円	2500円

オ. 早朝・夜間加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	210円	420円	630円	2100円

〈算定要件等〉

金額は1日あたりのものです。

早朝・夜間・深夜とは、次の時間帯を指します。

早朝6:00～8:00、夜間18:00～22:00、深夜22:00～6:00

#### カ. 深夜加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	420円	840円	1,260円	4200円

〈算定要件等〉

金額は1日あたりのものです。

早朝・夜間・深夜とは、次の時間帯を指します。

早朝6:00～8:00、夜間18:00～22:00、深夜22:00～6:00

#### キ. 24時間対応体制加算

##### キー1. 看護業務の負担軽減を行っている場合

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	680円	1360円	2040円	6800円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

##### キー2. 上記以外の場合

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	652円	1304円	1956円	6520円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

#### ク. 特別管理加算

##### クー1. 重度の場合

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	500円	1000円	1500円	5000円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

##### クー2. 重度以外の場合

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	250円	500円	750円	2500円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

#### ケ. 緊急訪問看護加算

##### ケー1. 月14日目まで

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	265円	530円	795円	2650円

〈算定要件等〉

利用者の求めに応じ、主治医の指示により訪問（1日1回）します。

ケー 2. 月 15 日目以降

負担割合	1 割負担	2 割負担	3 割負担	10割負担
金額	200円	400円	600円	2000円

〈算定要件等〉

利用者の求めに応じ、主治医の指示により訪問（1日1回）します。

コ. 難病等複数回訪問加算

コー 1. 1日2回訪問時

負担割合	1 割負担	2 割負担	3 割負担	10割負担
金額	450円	900円	1350円	4500円

〈算定要件等〉

1日2回訪問した場合です。

コー 2. 1日3回以上訪問時

負担割合	1 割負担	2 割負担	3 割負担	10割負担
金額	800円	1600円	2400円	8000円

〈算定要件等〉

1日3回以上訪問した場合です。

サ. 長時間訪問看護加算（90分超える訪問）

負担割合	1 割負担	2 割負担	3 割負担	10割負担
金額	520円	1040円	1560円	5200円

〈算定要件等〉

特別訪問看護指示期間の方及び特別管理加算の方は、週1回限りです。

15歳未満の厚生労働大臣が定める方は、週3回限りです。

対象については担当にご確認ください。

シ. 乳幼児加算

シー 1. 厚生労働大臣が定める者

負担割合	1 割負担	2 割負担	3 割負担	10割負担
金額	180円	360円	540円	1800円

〈算定要件等〉

6歳未満、金額は1日あたりのものです。

シー 2. 上記以外の場合

負担割合	1 割負担	2 割負担	3 割負担	10割負担
金額	130円	260円	390円	1300円

〈算定要件等〉

金額は1日あたりのものです。

ス. 複数名訪問

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	450円	900円	1350円	4500円

〈算定要件等〉

週に1回限りです。

セ. 入院外泊中の訪問加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	850円	1700円	2550円	8500円

〈算定要件等〉

入院中に1回限りです。ただし、癌末期等の場合は2回までとなります。

ソ. 退院時共同指導加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	800円	1600円	2400円	8000円

〈算定要件等〉

退院時に1回限りです。

タ. 特別管理指導加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	200円	400円	600円	2000円

〈算定要件等〉

退院時に特別管理加算の方に退院時共同指導を行った場合に生じます。

チ. 退院支援指導加算

チー1. 退院支援指導加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	600円	1200円	1800円	6000円

〈算定要件等〉

退院日に訪問した場合に生じます。

チー2. 退院支援指導加算 (90分以上)

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	840円	1680円	2520円	8400円

〈算定要件等〉

退院日に訪問した場合に生じます。

ツ. 在宅患者連携指導加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	300円	600円	900円	3000円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

テ. 在宅患者緊急時等カンファレンス

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	200円	400円	600円	2000円

〈算定要件等〉

月に2回限りです。

ト. 情報提供療養費

トー1. 情報提供療養費1

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	150円	300円	450円	1500円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

トー2. 情報提供療養費2

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	150円	300円	450円	1500円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

トー3. 情報提供療養費3

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	150円	300円	450円	1500円

〈算定要件等〉

月に1回限りです。

ナ. 訪問看護ターミナルケア治療費

ナー1. 訪問看護ターミナルケア療養費1

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	2500円	5000円	7500円	25000円

〈算定要件等〉

死亡時及び死亡日前14日以内に2日以上訪問した場合に生じます。

ナー2. 訪問看護ターミナルケア療養費2

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	1000円	2000円	3000円	10000円

〈算定要件等〉

特別養護老人ホーム等で看取り看護加算等を算定している場合に生じます。

ニ. 訪問看護医療DX情報活用加算（1回/月）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	5円	10円	15円	50円

〈算定要件等〉

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて診療情報を取得し活用して質の高い医療を提供している場合に生じます。

ヌ. 訪問看護ベースアップ評価料（I）（1回/月）

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
金額	78円	156円	234円	780円

〈算定要件等〉

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし地方厚生局長等に届出をした場合に算定されますが、当院はすでに届出をしているため、加算が適用されます。

ネ. その他の費用（交通費）

金額	次の算定要件により計算
----	-------------

〈算定要件等〉

事業所(本体もしくはサテライトの近い方)より最短距離で1回につき

片道 3.0kmまで 0円

片道 3.1kmから10.0kmまで 220円

片道 10.1kmから20.0kmまで 330円

片道 20.1kmから30.0kmまで 440円

片道 30.1km以上 550円

ただし、1週間4回目以上は徴収しません。同日2回訪問の場合は1回分のみ徴収します。

有料駐車場を利用した場合は、その実費を徴収します。

※利用のあった月毎に集計し請求します。

※上記の利用料金には2024年6月1日現在の消費税等が含まれております。税率の変更が生じた際には、上記の利用料金の表示にかかわらず請求時に適用される税率により消費税等を加算致します。

※早朝は6:00～8:00、日中は8:00～18:00、夜間は18:00～22:00、深夜は22:00～6:00を指します。

※各種公費の医療証・助成の医療証をお持ちの方は、ご提示下さい。ご提示がない場合は正しい負担金が算定できず、利用者様に後日償還手続きをしていただく可能性がありますので、ご了承ください。

※サービスの提供場所で、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担となります。

②有償訪問看護の場合

サービスの種類・内容	単位		利用料
長時間の訪問看護サービス ・ 所定の訪問看護の時間を超えた場合や定期的なものではなく、長時間看護師が自宅に滞在して行う場合	超過時間		9460円
	日中	60分毎	
	夜間・早朝	60分毎	11770円
	深夜	60分毎	14080円

サービスの種類・内容	単位		利用料
緊急対応訪問看護サービス ・介護保険で緊急時訪問看護加算を契約していない利用者で、緊急訪問した場合	訪問時間にかかわらず		7040円
訪問看護サービス ・医療保険対象外の訪問看護の場合	日中	60分毎	9460円
	夜間・早朝	60分毎	11770円
	深夜	60分毎	14080円
死亡時の看護 ・死亡時のご遺体のお世話他	1回		11000円
休日加算	1回		3300円
乳幼児加算	1回		1650円
複数名加算	1回		4950円
交通費	1 km		30円
有料駐車場料金 ・利用した場合	—		実費
キャンセル料	ご利用1日前までのご連絡の場合		—
*ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません	ご利用当日のご連絡の場合		1提供あたり料金の100%

※上記の利用料金には2024年6月1日現在の消費税等が含まれます。税率の変更が生じた際には、上記利用料金の表示にかかわらず請求時に適用される税率により消費税等を加算いたします。

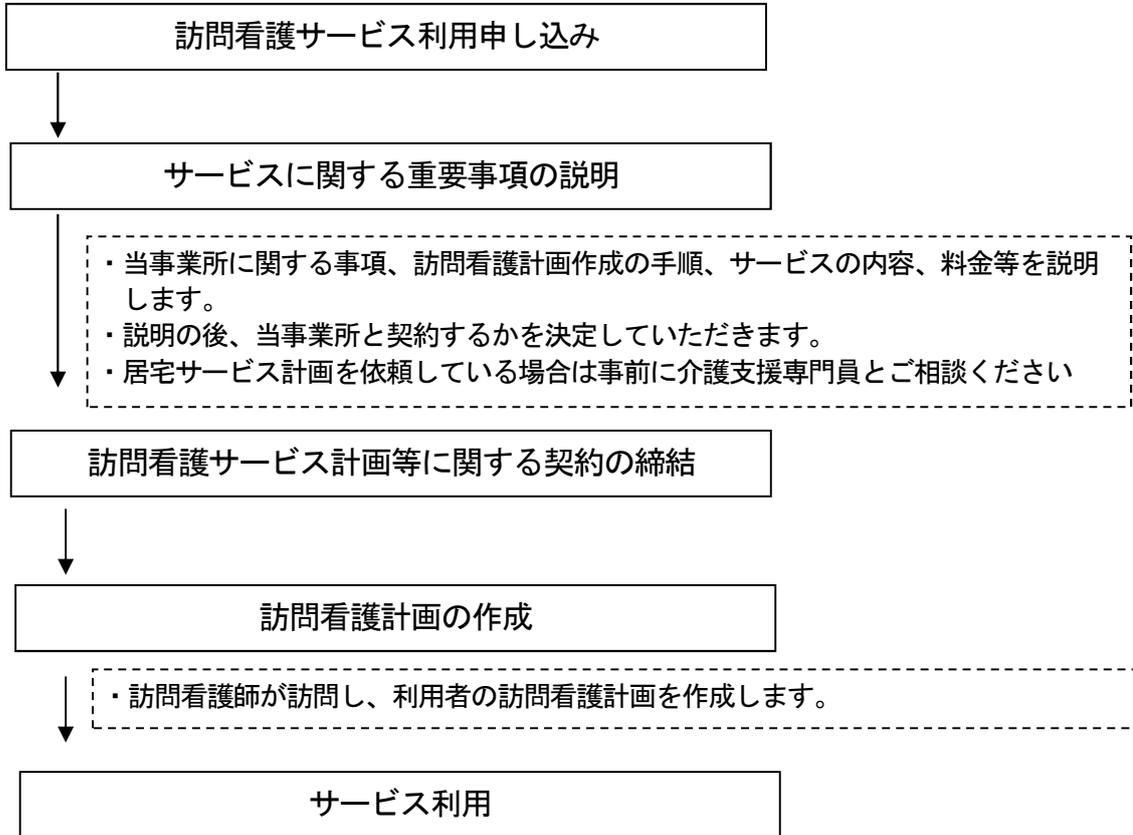
※サービスの提供場所で、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担となります。

1. 事業者は、介護給付費体系の変更があった場合は、サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 事業者の提供する訪問看護に関するサービス利用料金については、事業者が法律に基づいて、公費負担医療制度から自己負担分を除くサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、その自己負担分を除く部分について利用者の自己負担はありません。
3. ①医療保険適応の訪問看護の場合の自己負担分（ただし、次項により介護保険から受領できない場合は、サービス利用料金全額）及び②有償訪問看護の場合の利用料金は当月末日に締切り、翌月上旬に請求させていただきます。毎月26日を振替日（口座振替日が土日祝日の場合は翌営業日）として、預金口座振替によりお支払いいただきます。ただし、振替手続が完了するまでは口座振込にてお支払いいただきます。この場合の振込料は利用者の負担といたします。
4. 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料等に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は本書に定めるサービス利用料等の全額を事業者にお支払いいただくものとします。
5. 前項の場合、利用者は、事業者が利用者に対し発行するサービス提供証明書を後日、保険者たる市町村の窓口へ提出することで、払い戻しを受けるものとします。

6. 利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて訪問看護サービスの提供を受ける場合は、②有償訪問看護の場合の交通費を事業者にお支払いいただくものとします。

8. サービス提供の手順

サービスの提供の手順は、次のとおりです。



9. 相談窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口	藤田医科大学訪問看護ななくり
担当責任者	管理者 内田 潤子
TEL	059-253-5152
FAX	059-253-5158
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 土曜日 午前8時45分～午後0時30分 ※日曜、祝日、12月29日～1月3日は受付を休止させていただきます。

10. 業務継続計画の策定等

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とします）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2. 事業者は、訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

#### 1 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、藤田医科大学七栗記念病院の感染防止委員会の指導に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を周知すること
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

#### 1 2. 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - (1) 利用者に対する虐待を防止するための訪問看護師等及び事業者の使用する者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族等高齢者を現に養護する者（以下「養護者」とします）からの通報の受付体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所内に虐待防止の指針を制定し、担当者を設置し、委員会を定期的開催します。
3. 事業者は、訪問看護師等及び事業者の使用する者、又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管理者を経由し、担当地域包括支援センター及び訪問看護サービスの実施地域を管轄する市町村に通報するものとします。

#### 1 3. 担当者の変更

1. 事業者の都合により、訪問看護師等を交代することがあります。なお、訪問看護師等を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとします。
2. 利用者は、選任された訪問看護師等の交代を希望する場合は、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師等の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問看護師等を指名することはできません。

#### 1 4. 秘密の保持

1. 事業者、訪問看護師等及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくな

った後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約の内容とします。この秘密保持義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いないものとします。
3. 事業者は、利用者の家族からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いないものとします。
4. 事業者は、利用者から事前の書面の同意があるときは、事業者が運営する藤田医科大学の学生の教育のため、帯同させることができるものとします。なお、当該学生についても第1項に準じて秘密保持義務を負わせるものとし、サービス担当者会議等に同席する場合については第2項及び前項を準用するものとします。
5. 利用者及び家族は、第2項及び第3項の同意をしないことにより、サービス担当者会議においてサービスの調整ができず、一体的なサービスが提供できない場合があることを了解するものとします。

#### 1 5. 家族等への連絡

事業者は、利用者が希望する場合は、利用者に対し通知するのと同様の通知を家族代表に対しても行うものとします。

#### 1 6. 記録の保管

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、これを契約終了後5年間保存するものとします。
2. 利用者及び家族は、事業者の営業時間内にその事業所の所在地にて、当該利用者に関する前項の訪問看護サービスの提供に関する記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項の訪問看護サービスの提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。なお、この場合、複写に要する実費を徴収致します。
4. 利用者又は事業者が解約を書面で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の訪問看護計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。
5. 事業者は、一定期間ごとにサービス提供状況、目標達成の状況等について報告書等の記録を作成し利用者に対し提出します。

#### 1 7. 緊急時の対応

緊急時には利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡致します。

#### 1 8. 損害賠償

1. 事業者は、訪問看護の提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者へ損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。ただし、天災地変、事故その他事業者の責に帰することのできない事由による場合は、この限りではありません。
2. 利用者は、訪問看護を受けるのに伴って、利用者の責に帰すべき事由により事業者（訪問看護師等を含む）に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

## 19. 契約の解約・終了

1. 利用者は事業者に対し、5日前までに書面で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した書面で通知をすることにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は当該地域の他の訪問看護サービス事業者に関する情報を利用者に提供すると共に、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村に連絡します。
  - (1) 利用者又はその家族等が事業者や訪問看護師等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
  - (2) 利用者が正当な理由なく、利用料を2ヶ月以上滞納した場合において、事業者が1ヶ月以内の期限を定めて督促しても、なお支払わないとき
  - (3) 利用者又はその家族等が正当な理由なく又は故意に訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させたとき、又は常識を逸脱する行為に及び、改善しようとしめないなどの理由で、この契約の目的が達せられないと事業者が判断したとき
  - (4) 利用者又はその家族等が暴行、脅迫、性的嫌がらせその他訪問看護師等が訪問看護を実施できないと事業者が判断する行為に及んだとき
  - (5) 事業の廃止、縮小を決定したとき
  - (6) その他やむを得ない事情があるとき
3. 事業者は、前項各号のいずれかに該当するときは、解約の効力が生じるまで訪問看護の提供を中止できるものとします。
4. 次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者が病院への入院又は介護保険施設に入所し、3ヶ月を経過した場合
  - (2) 利用者の要介護認定区分の改善により訪問看護の必要が認められなくなった場合
  - (3) 利用者が死亡した場合
5. 前各項のほか他の条項に基づくいずれの解約の場合でも相互に解約料の支払いは発生しないものとします。

※中途解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

## 20. 教育、研究機関としての体制

1. 事業所は、学校法人により運営され、教育・研究機関としての役割も担っております。したがって、事業者より学生等の見学・実習をさせていただくことをお願いする場合があります。なお、その場合にも利用者に対し、サービス提供時に見学・実習させていただきたい旨を、事前に説明し、同意を得てから行うものとします。
2. 利用者は、学生等の見学・実習に同意をいただいた後も随時撤回することができます。なお、この撤回により利用者が訪問看護サービスの提供に関し、不利益を被ることはありません。

2 1. 身分証明書の携行

訪問看護師等は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、身分証明書を提示します。

2 2. 重要事項説明書の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じるときは、変更事項について書類を交付して、口頭で説明の上、利用者の同意を得るものとします。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、この書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 所 属 藤田医科大学訪問看護ななくり  
説明者 看護師・PT・OT・事務員 印

説明・交付の時間 西暦 年 月 日 時 分

説明・交付の場所 利用者の住所

利用者（代理人がいる場合は代理人）は、この書面により上記の日時・場所において、事業者から重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人を選定した場合)

上記代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_